

掘師会 2025 年新春会報

(日本における地下掘削の技術向上並びに継承するために設立された会)

一般社団法人掘師会

東京都練馬区大泉学園町

理事長 内山 剛

1. 理事長挨拶



2020 年コロナ禍、志を持った皆様と一般社団法人掘師会を立ち上げることができました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

2025 年は当会設立 5 周年を迎え、会員の皆様、協力いただきました皆様に、重ねて御礼申し上げます。今後もボーリング技術のスキルアップを図っていきます。

引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。

内山 剛

2. 掘師会情報交換会

| | | | | | |
|-----|-------------------------------------|----|-------|-----|----|
| 開催日 | 2024 年 12 月、2025 年 1 月 | 場所 | オンライン | 参加者 | 会員 |
| 内容 | ・ 民間建設動向（仕入資材の価格等を含む） ・ 温泉掘削技術動向 | | | | |

3. ボーリングスキルアップ講習会の実施状況

| 期日（2024 年） | 勉強会の内容 |
|--------------|--|
| 12 月 21 日（土） | 英語による「標準貫入試験（SPT）の世界的な歴史」に関する発表 参加：会員 12 名（発表者 4 名） 場所：大泉学園地区区民館 |

4. 今後の研修の方向性

(1) 全体

ボーリング実技講習は、オールコアサンプリング等高度な技術が必要な現場が少なくないこと等から、来年（2025 年）春よりボーリング実技講習初級（仮称）と上級（仮称）に分けたプログラムを設定する。

(2) ボーリング実技講習初級（仮称）

これまで弊会が約 4 年間実施してきたボーリング実技講習内容をブラッシュアップし、日本に限らず日本で働く外国の方にも分かりやすい講習とする。

(3) ボーリング実技講習上級（仮称）

特殊な現場能力を持つ弊会会員が講師となり、高品質ボーリングやジャーミング（ロッドが食い閉められた状態）対応等のプログラム作りを検討する。

(4) その他

当会設立 5 周年の懇親会開催を検討中。

5. トピックス（報告）

4 号特例の対象範囲の縮小について

4 号特例とは、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の特例的な運用のことである。本年（2025 年）4 月から、改正 4 号特例が施行される。

1. 4 号特例（改正前）

法律の定める地域内の小規模建築物（木造 2 階建て以下の建築物等）は建築確認申請時の構造審査を省略できる制度である。建築士が設計すれば、構造審査を受ける必要がなく、スピーディな建築を行えるものである。

2. 4 号特例（改正後）

改正 4 号特例は構造審査を省略できる建築物の対象範囲が縮小する。

3. 背景

4 号特例の対象範囲が縮小する背景は、①地震が多い我が国において、あらためて耐震性能確保の在り方を見直したこと、②省エネ住宅を増やすため、断熱材入り外壁や太陽光発電用ソーラーパネル等は重たく建物の耐荷重性能が見直されたこと、にある。

4. 影響

改正 4 号特例は、全ての地域で、木造 2 階建てや木造平屋建て（延べ面積 200 m²超）が建築確認・検査の対象となる。これは、小規模建築物であったとしても、構造計算運用の厳格化の機運を高めるものと言えよう。

5. 効率的な地盤調査の意義

改正 4 号特例の対象範囲の縮小がもたらす意義を再確認したい。これは、安全な建築物を作りあげるために、地盤調査が極めて大切なものであることを浮き彫りにしたものだ。この法改正は木造 2 階建て以下等の小規模建築物を対象にしたものであるが、地盤調査そのものの意義を見直す機会にもなりえる。慢性的な人手不足が続く地盤調査業界にあって、地盤調査の対象範囲が拡大するなか、効率的な地盤調査の社会的な意義は大きい。

参考文献：国土交通省「改正建築基準法の 2 階建ての木造住宅（軸組構法）等の確認申請・審査マニュアル」、「建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し」、「建築基準法・建築物省エネ法改正法制度説明資料」等

記録：2025 年 2 月 28 日 小島康（中小企業診断士）

編集：掘師会事務局（合同会社ココジマ）